

## 広報とやま 令和2年(2020年)11月5日号掲載

### くらしの情報あれこれ

**貸金業登録を受けていないヤミ金融業者に注意してください。**

#### [事例]

生活困窮のため、インターネットで検索し、給与ファクタリング(※)を利用したところ、高額な金利を請求され、強引な取り立てを受けた。業者は、貸金業登録を受けていないヤミ金融業者だった。

(※) 勤め先から給与を受け取る権利を、給料日前に第三者に買い取ってもらい現金化すること。

#### [アドバイス]

- 貸金業の上限金利は法律で定められています。上限を超えた金利を請求することは違法です。
- 貸金業登録を受けていない違法なヤミ金融業者は絶対に利用しないでください。登録の有無は、金融庁ホームページ(<https://www.fsa.go.jp/>)から検索できます。

消費生活センターでは、事例のような相談や借金(債務整理・過払い金など)に関する相談を受け付けています。秘密は厳守されますので、安心して相談してください。

**司法書士による多重債務相談会 ※予約可。**

毎週(水) 13:00~16:00(祝)、年末年始およびCiC休館日は除く)

**消費生活相談員による多重債務相談 ※予約不要。**

(土)(日)(祝)を含む毎日10:00~18:30(年末年始およびCiC休館日は除く)